

# 国民年金保険料の免除申請の対象期間が 拡大されました！

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

○これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請の直前の7月までの1年以内でした。

○平成26年4月からは、法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。

## 失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

○災害・失業などを理由とした免除（特例免除といえます）は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

○平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになりました。

（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1か月前までです。）

ご注意ください

○2年1か月前の月分までさかのぼって免除等の申請をすることができず、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除を受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づいて審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

また、世帯主や配偶者がいる方は、世帯主と配偶者の所得も審査の対象となりますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。



# 免除申請は、毎年忘れずに 手続きしましょう

## ■受付期間

平成26年7月から平成27年6月までの期間の免除等申請の受付

7月1日(火)から

そのほか、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）については、さかのぼって免除等を申請することができます。

## ■必要なもの

・印鑑

・年金手帳、

失業した場合は、

・雇用保険離職票または、

雇用保険受給資格者証

※公務員の場合は退職の辞令

## ■申請先

次のいずれかの窓口で申請できます。

- ・国分寺庁舎市民課
- ・石橋庁舎市民課窓口
- ・南河内図書館2階市民課窓口

## ■全額免除または若年者納付猶予の継続審査

直近の年度分について、所得審査により全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、継続希望の欄に「○」をつけて申請書を提出することで、継続審査を受けることができます。

※失業もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由にした全額免除および若年者納付猶予は継続審査の対象にならないため、翌年度も申請書を提出してください。

## ■一部納付（一部免除）は毎年申請が必要で

継続審査を受けることができませ

ん。翌年度も申請書を提出してください。

※所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。